

K I Z U N A

広報



No.87
2024.1.1

CONTENTS

- 新年のご挨拶、新年交礼会のご案内
法人会図書のご案内 ②③
- 叙勲褒章・納税表彰、新入会員のご紹介 ④
- 令和6年度税制改正に関する提言活動 ⑤⑥
- 租税教室、税に関する絵はがきコンクール
研修会を開催 ⑦
- 地域の窮地救済事業に取り組みました ⑧
- 釧路税務署からのお知らせ ⑨
- 絵はがきコンクール入賞作品 ⑩

第14回 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」 表 彰 式



11月16日(木) 第14回 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」表彰式を開催しました

発 行 /



公益社団法人 釧路地方法人会

事 務 局 / 釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センタービル2F
電話41-3355・FAX41-0005

E-mail : khoujin@cocoa.ocn.ne.jp ホームページアドレス <https://www.khoujinkai.or.jp>





輝かしい新年を迎えて

公益社団法人 釧路地方法人会 会長 天方智順

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、令和6年の新春をご健勝で迎えられますことを心からお慶びを申し上げます。

昨年を振り返りますと、我が国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍はほぼ終息し、ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も落ち着きを取り戻しました。

こうした中、岸田政権は新たに「異次元の少子化対策」、「防衛力の抜本強化」など未来に向けた重要な政策を打ち出しましたが、問題はその財源であります。

歳出だけを先行し、財源論が置き去りにされており、コロナ対策で積みあがった国債の返済計画も忘れてはなりません。

また、地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくない。事業継承や導入された消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要であります。

当法人会においては、昭和58年の社団化以来40年を迎え、これまでの歴史を継承し、税を中心に地域に密着した活動を展開しております。

税制改正運動では、「財政健全化は国家的課題。負担を先送りせず現世代で解決を！」、更に、「企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！」、「経済再生には中小企業の力が不可欠。健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！」、「中小企業は地域経済と雇用の担いで。本格的な事業継承税制の創設を！」などのスローガンを令和6年度税制改正に関する提言と

して、10月18日開催の全国群馬大会にて決議され、その実現に向けて、地元におきましては、役員による釧路市や釧路市議会、地元選出国会議員への提言活動を実施致しました。

地域の窮地救済のための事業は、今年度も支部の公益事業として位置づけ実施を進めました。研修事業は、釧路税務署様、税理士会釧路支部様のご支援を頂き、税務大学校や年調説明会、決算申告対策セミナーなど研修会を開催することができました。

また、税知識の普及のため、小学生を対象とした「租税教室」を開催し、納税意識の高揚のため、小学生の「税に関する絵はがきコンクール」の実施にも取り組みました。

残念ながら、当法人会の会員数は、減少する見込みですが、組織基盤の充実強化に向けて、引き続き会員増強運動に取り組むことが重要であると考えております。

厚生制度の推進につきましては、厳しい経営環境の中、会員・役員皆様のご協力により普及勧奨に努め、会財政にも大きく寄与しており、引き続き会員企業の福利厚生制度の充実に向け、受託会社と共に積極的に推進して参りたいと存じます。

終わりに、法人会は「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として、税務当局をはじめ関係機関、役員、会員皆様のお力添えを頂き、「健全な経営・正しい納税・社会貢献」をテーマに、引き続き法人会活動を充実させて参ります。新しい年が会員皆様のご健勝と会員企業の益々のご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶と致します。

新年交礼会のご案内

会員企業の皆様へ

釧路地方法人会では、「令和6年新年交礼会」を来る1月25日（木）下記のとおり開催致します。

つきましては、時節柄何かとお忙しいことと存じますが、会員お誘いあわせの上、多数ご参加下さいますようご案内申し上げます。

- 日 時／令和6年1月25日（木）18：00～
- 場 所／釧路プリンスホテル 3階北斗の間
- 会 費／6,000円（当日会場にて拝受致します）
- 申込み／1月17日（水）までに法人会事務局へ電話かFAXまたはホームページからお申し込み下さい。

（公社）釧路地方法人会 ホームページ <http://www.khousjinkai.or.jp>
電話 0154-41-3355 FAX 0154-41-0005





新年の御挨拶

釧路税務署長 高橋 学

新年明けましておめでとうございます。

令和6年の新春を迎えるに当たり、釧路地方法人の皆様に、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

天方会長をはじめ、役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政全般にわたりまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

釧路地方法人会におかれましては、設立以来一貫して「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援するとともに、税知識の普及及び納税意識の高揚並びに地域社会への貢献を理念に掲げ、法人会組織の増強、各種説明会や研修会の開催及び租税教室の講師派遣のほか、税制改正の提言など、幅広い活動を展開して来られました。

特に、女性部会におかれましては、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を開催されるなど、次世代を担う子供たちへの租税教育活動について熱心に取り組んでいただき、深く感謝申し上げるとともに、今後も事業の継続を願う次第であります。また、表彰式会場も、昨年よりホテル開催となったことで、より厳粛な雰囲気での表彰式となり、受賞者等御出席の皆様からも好評であったと聞いております。

さて、昨年10月1日より開始されております消費税の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」につきましても、会員の皆様の御協力もあり、開始届が順調に提出されるなど、大きな混乱が生じることもなく、無事導入に結び付けることができました。今後も、制度の円滑な定着に向け、引き続き説明会や相談会を継続し、寄り添った対応を続けて参ります。会員の皆様におかれましては、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

間もなく、令和5年分の申告所得税等の確定申告時期を迎えますが、釧路税務署では昨年に引き続き、自宅から申告できるスマホ申告の推進と、申告所得税や消費税のみならず、法人税、源泉所得税と様々な税目で利用できるキャッシュレス納付の利用を重点取り組みとして進めて参ります。会員の皆様をはじめ会員企業の従業員の方々におかれましても、スマート申告及びキャッシュレス納付の積極的な御利用をお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、釧路地方法人会の益々の御発展と会員の皆様の更なる御繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

法人会【無料図書】のご案内

お役に立つ小冊子!! ご希望の方には無料で差し上げますので、法人会事務局へ電話かFAXにてお申込み下さい。(電話0154-41-3355、FAX0154-41-0005)

[無料図書]申込書 釧路地方法人会 行き FAX 0154-41-0005

住 所 〒

電 話

会 社 名

担当者名

図 書 名	内 容	申込数	図 書 名	内 容	申込数
令和5年度新設法人のための「会社の税金ガイドブック」	A4判 32ページ	冊	令和5年度版「源泉所得税」実務のポイント	A4判 31ページ	冊
令和5年版 会社がもらえる「助成金活用のポイント」	B5判 63ページ	冊	令和5年分 会社役員のための「確定申告」実務ポイント	A4判 30ページ	冊
令和5年度「会社の決算・申告の実務」	B5判 64ページ	冊	令和5年度版 分かりやすい「法人税申告書の実務」	B5判 483ページ	冊
令和5年度版「会社取引をめぐる税務Q&A」	A4判 31ページ	冊	令和5年度版「法人税便覧」	B5判 468ページ	冊

令和5年度 叙勲・褒章・納税表彰

令和5年度 叙勲褒章並びに、税務行政への功労者として、当会より次の方が受章・受賞されました。
心から敬意を表しあるいを申し上げます。

*春の褒章

*黄綬褒章 業務精励

株トーテック 代表取締役 福井克美様

*秋の褒章

*藍綬褒章 調停委員功勞

株コム 専務取締役 小川睦子様

*納税表彰

*釧路税務署長表彰

監事 福井克美様 株トーテック

令和5年 新入会員の紹介

《令和4年12月11日から令和5年12月5日》

(敬称略)

会社名	代表者	住所
(株)テシカガタウンラボ	上村剛志	弟子屈町中央1-5-19
(有)こんの造園	今野幸雄	弟子屈町美里4-9-7
(有)安杖工業	安杖誠	釧路町豊美2-10-44
釧路建物(株)	井上源	釧路市宮本1-2-4
(株)MACHA Corporation	川村修司	釧路市大町3丁目
(株)レックコミュニケーションアート	澤辺慎也	浜中町茶内本町27番地
(株)田中表具店	田中久嗣	釧路市双葉町7-5
野崎塗装(株)	野崎正明	釧路市美原2-38-1
上村 敬子(賛助会員)		釧路市昭和町4-10-10
(有)古建工業	古館信男	弟子屈町字弟子屈原野484-3
(有)マルユウ海藻	池田勇司	厚岸町港町4-8
(有)力ネコウ吾妻水産	吾妻至幸	白糠町東一条南4-2-2
雨宮印刷(株)弟子屈営業所	鈴木浩	弟子屈町高栄1-5-28
(株)East Line	佐藤真之介	釧路市中島町9-1
(株)ハウスペイントきくち	菊地祐司	釧路市芦野1-25-19
(有)プロジェクト	高橋美千男	白糠町東一条南1-1-7
太平洋美装(株)	山口文惠	釧路市新釧路町11-5
(株)小枝鉄工	小枝正典	厚岸町白浜3丁目125番地
(株)高橋商会	高橋建作	釧路町若葉2-19
(株)Will be	貞宗康裕	釧路市貝塚3-7-22
(株)Casual Chinese kitchen 昇龍軒	澁谷昇平	弟子屈町摩周1-6-9
(同)魚雅	今麻由子	釧路市星が浦北1-1-26
(有)アネシス	青柳広幸	釧路町別保原野南19-56-21

10月18日の(公財)全国法人会総連合の全国大会群馬大会にて 「令和6年度税制改正に関する提言」を決議

法人会の重要な事業である令和6年度税制改正に関する提言事項が、去る10月18日開催の(公財)全国法人会総連合の全国大会群馬大会にて下記提言（要約）のとおり会員の総意として決議されました。

当法人会では、この大会決議を受けて地元選出議員をはじめとして、去る11月22日には、天方智順会長、佐藤尚彦税制委員長をはじめ他副会長、副委員長が揃って「令和6年度税制改正に関する提言書」を秋里喜久治釧路市副市長、畠中優周市議会議長にそれぞれ提出し、この提言の実現に向けての協力をお願いしました。



〈第39回法人会全国大会群馬大会（高崎芸術劇場）で決議〉



〈畠中議長・秋里副市長への税制改正提言活動〉

令和6年度 税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

1. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- ・岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないのであろう。

1. 財政健全化に向けて

- ・歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与える、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- ・社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不斷に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とり

わけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金額を負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「ますやより始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く

求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以來、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業承継を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める

必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- ・政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

- ・地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るために、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じよう求める。

・近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

- 1. 紳税環境の整備
- 2. 環境問題への対応
- 3. 租税教育の充実

(提言書の全文は、全法連HP税の提言活動
ページからダウンロード可能)



租税教室、税に関する絵はがきコンクール、研修会を開催

✿・✿・✿・ 租税教室、釧路管内の小学校で開催 ✿・✿・✿・

釧路地方法人会（部会、支部）では、6月～翌年2月にかけて釧路管内の小学校で租税教室を開催しております。今のところ、管内の小学校は、各支部が各自治体と協力する形で実施しており、弟子屈、厚岸、浜中、白糠の各支部で開催済みです。また部会員により、市内の共栄小（12/4）、清明小（12/14）ほか数校で開催する予定で、「税の仕組み」などを勉強した後、部会役員から児童に「税に関するクイズ」を出題して、「税」についての学習を行っています。



共栄小 6年生(46名)を対象に租税教室を2回開催



清明小 1億円は、こんなにかさばって、重いんだね

✿・✿ 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」を開催 ✿・✿

小学生の「税に関する絵はがきコンクール」は法人会女性部会の全国組織での継続事業として、今回で第14回目の開催となりました。

釧路管内18校より140点の応募を頂き、その中から最優秀賞1点、釧路税務署長賞1点、優秀賞5点、奨励賞10点の入選作品を選考し、去る11月16日「税を考える週間」事業に協賛して絵はがきコンクール表彰式を開催、古俣女性部会長・高橋釧路税務署長から賞状と記念品を贈りました。また、釧路税務署で各作品が印刷された名刺が入選者全員に配布され、女性部会長、税務署長の2人と名刺交換を体験しました。



最初に(道)女連協の優秀賞の賞状を伝達



初めての名刺交換に少し緊張しました

✿・ 税知識の普及や地域企業の健全な発展に向け研修会を開催 ・✿

公益目的事業である研修会は、今年度は、決算法人説明会（決算申告対策セミナー）、税務大学校、労働関連法規改正セミナー、年末調整説明会、合同部会研修会（健康セミナー）など、釧路税務署様、税理士会釧路支部様のご支援を頂き開催され、計画通りに進んでいます。



〈11月29日(水) 年末調整説明会(97名参加)〉

地域の窮地救済事業に取り組みました

令和5年度の「地域の窮地救済事業」については、引き続き「地域社会への貢献を目的とする事業」の一環として実施致しました。今年度も本部から支部への一部補助事業として、各支部の独自判断で地域の窮地救済に取り組みました。

【標茶支部】 標茶町トレーニングセンターに多機能体組成計を寄贈

標茶支部（越崎俊夫支部長）は、農業者トレーニングセンターに、トレーニング機器の更新に合わせ、効果的なトレーニングに役立てるため、体重や体脂肪率、筋肉量などを測定する体組成計を寄贈しました。

9月26日㈫に、標茶町教育長 青木悟氏を越崎支部長、蛇名副支部長の2名で訪問し、目録を贈呈しました。



【白糠支部】 白糠振興センターに司会用演台・マイクスタンドを寄贈

白糠支部（高橋隆助支部長）は、白糠コミュニティホールへ、司会者の演台がなくて不便であったことから、新たに司会者用演台とマイクスタンドを寄贈しました。

8月31日㈬に、白糠コミュニティホールにおいて、高橋支部長からホールを管理する白糠町商工会の佐々木事務局長に備品目録を贈呈致しました。



【浜中支部】 浜中ジュニア・アンサンブルへ楽器とメトロノームを寄贈

浜中支部（赤石隆哲支部長）は、町内唯一の音楽団体である浜中ジュニア・アンサンブルに、不足していた楽器（クラリネット）とメトロノームを寄贈しました。

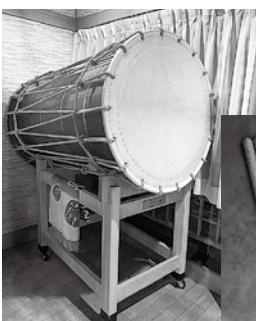
9月13日㈬に、茶内第一住民センターにて、赤石支部長からアンサンブルの國井聰史先生と小中学生に、楽器とメトロノームを直接手渡しました。



【阿寒支部】 阿寒湖「盆くら会」に、太鼓・バチ等を寄贈

阿寒支部（小野寺俊支部長）は、阿寒湖畔地区住民が参加するお祭りや盆踊りなどのイベントを実施している『阿寒湖 盆くら会』に老朽化していた更新できない太鼓、ばち等を寄贈しました。

11月6日㈪に、阿寒町商工会の阿寒湖畔支所において、山下副支部長同席のもと、小野寺支部長より盆くら会の石川栄一代表に目録を贈呈しました。



消費税の期限内納付を忘れずに。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。^(※2)
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



さらに詳しくはWEBへ

納税に関する総合案内

Q 検索



消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

直前の課税期間の確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 法人は課税期間終了日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶豫が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

電子申告で
効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出
などの手続が
インターネットで行えます。

納税には ダイレクト納付が 便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注)法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求めることがあります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォンやパソコンで申告書を作成することができます。
作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応スマートフォン(又は、ICカードリーダライタ)を準備すれば、スマートフォン(又は、自宅のパソコン)からe-Taxで提出できます。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス Q 検索



(公社)釧路地方法人会員証

令和5年度 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品

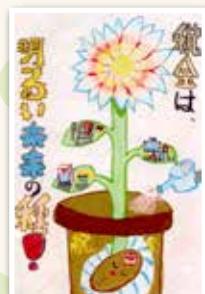


野村 天葵さん
(釧路市立鳥取小学校6年)



合田 遥真さん
(釧路市立富原小学校5年)

優秀賞



佐々木 梢紗さん
(附属前期4年)



小島 しづくさん
(標茶小6年)



大谷 心桃音さん
(鳥取西小4年)



畠山 彩良さん
(清明小5年)



渡邊 紗和さん
(鶴野小5年)

奨励賞



波多野 来未さん
(清明小5年)



高橋 健さん
(朝陽小6年)



池 莉乃葉さん
(湖畔小6年)



田村 優月稀さん
(鶴野小6年)



池端 今子さん
(清明小4年)



佐野 心菜さん
(湖畔小6年)



鈴木 優子さん
(山花小5年)



雑賀 彩希さん
(鳥取西小4年)



岩井 希愛さん
(湖畔小5年)



武田 香音さん
(朝陽小5年)